

## 猿払村奨学資金償還支援条例施行規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、猿払村奨学資金償還支援条例（平成30年条例第22号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (助成金の交付申請及び決定)

第2条 条例第6条第1項の規定による助成金の交付の申請は、奨学資金償還支援助成金交付申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、助成金の交付を受けようとする年度の6月30日までにしなければならない。ただし、特別の事情があると認めるときは、これを延期することができる。

- (1) 貸与機関が発行する奨学金等の貸与を証する書類の写し
- (2) 助成金の交付申請日の属する年度に償還すべき奨学金等の償還金額を証する書類の写し
- (3) 就労証明書（別記様式第2号）又は事業所等から交付される労働条件通知書の写し
- (4) その他村長が必要と認める書類

2 条例第6条第2項の規定による通知は、奨学資金償還支援助成金（交付・不交付）決定通知書（別記様式第3号）によるものとする。

### (申請の取下げ)

第3条 条例第7条第1項の規定による届出は、奨学資金償還支援助成金交付申請取下げ届（別記様式第4号）によるものとする。

### (決定内容の変更)

第4条 条例第8条の規定による申請は、奨学資金償還支援助成金変更報告書（別記様式第5号）にその事由を証する書類を添えて行うものとする。

### (完了報告)

第5条 条例第9条の規定による報告は、奨学資金償還支援助成金償還完了報告書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 償還の事実を証する書類の写し
- (2) 就労報告書（別記様式第7号）その他当該年度における就労期間等を証する書類の写し
- (3) その他村長が必要と認める書類

(助成金の額の確定)

第6条 条例第10条第1項の規定による通知は、奨学資金償還支援助成金交付額確定通知書（別記様式第8号）によるものとする。

(助成金の請求)

第7条 条例第11条第1項の規定による請求は、奨学資金償還支援助成金交付請求書（別記様式第9号）によるものとする。

(助成金の返還命令等)

第8条 条例第12条の規定により助成金の交付の決定を取消すときは、奨学資金償還支援助成金交付決定取消通知書（別記様式第10号）により通知するものとし、助成金の返還を命ずるときは、奨学資金償還支援助成金返還命令書（別記様式第11号）により通知するものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。